

◎新潟県告示第1000号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、直江津港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域を、次のとおり指定した。

平成25年8月16日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定年月日

平成25年8月1日

2 指定する区域

直江津港

荒浜ふ頭国際石油開発帝石（株）直江津LNG基地外航船棧橋に着岸中の船舶から前面泊地に向かって110メートルの範囲の水域